

児童育成手当の手引 (障害手当)



児童育成(障害)手当とは

児童育成手当は、児童の父母の離婚や児童の父または母の死亡などによって母子家庭や父子家庭になった方や児童の両親のうち、父や母に重度の障害があり就業することが難しい場合に支給される制度です。

また、児童に一定以上の障害がある場合は障害手当の申請ができます。

児童育成(障害)手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉制度です。

品川区

品川区 子ども未来部 子育て応援課 手当医療助成担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL : 03-5742-9174 FAX : 03-5742-6387

● 児童育成手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童を扶養する保護者

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障害がある児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 棄児のように父と母の存在が不明な児童

● 申請に必要なもの

- ① 請求者および児童の戸籍謄本
 - ② 外国籍の方は、独身証明書+子の出生証明書+第三者の日本語訳文等
 - ③ 請求者の金融機関口座が確認できるもの
 - ④ 請求者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
 - ⑤ 父または母の障害で申請の場合は所定の診断書もしくは身体障害者手帳
 - ⑥ DV被害者として申請する場合
(保護命令決定書の写し+確定証明書の写し)
 - ⑦ その他 (個々の状況により別途提出が必要なものがあります)
- (注意) 証明書類は発行日より1ヶ月以内のものに限ります。

● 次に該当する方は受給できません

- ① 請求者が日本国内に住所を有しない。
- ② 原則として対象児童が日本国内に住所を有しない。
- ③ 対象児童が父および母と生計を同じくしている(父または母が障害による受給を除く)。
- ④ 対象児童が父および当該父の配偶者もしくは母および当該母の配偶者と生計を同じくしている(配偶者には事実上の配偶者も含む)。
- ⑤ 所得制限以上である。
- ⑥ 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合。
- ⑦ 対象児童が里親等に委託されている場合。

「配偶者(事実上の配偶者を含む)」には、法律上の婚姻関係になくても、次のいずれかの状況にある異性の方を含みます。

- ① 住民票上、同一の住所地である場合。
- ② 住民票上、住所地が別であるが、実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問等をしている。

● 障害手当

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する者を扶養する保護者

- 知的障害で「愛の手帳」1、2、3度程度
 - 身体障害で「身体障害者手帳」1、2級程度
 - 脳性麻痺または進行性筋萎縮症
- ※ 上記に該当する障害があるが、年齢上の制限のため手帳が交付されない場合はご相談ください。

● 申請に必要なもの

- ① 児童の愛の手帳または身体障害者手帳
 - ② 請求者の金融機関口座が確認できるもの
 - ③ 請求者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
- ※ 父または母のうち前年の所得の高い方が請求者になります。

● 次に該当する方は受給できません

- ① 請求者が日本国内に住所を有しない。
- ② 原則として対象児童が日本国内に住所を有しない。
- ③ 所得制限以上である。
- ④ 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合。
- ⑤ 対象児童が里親等に委託されている場合。

児童育成手当や障害手当を受給中の方で 次に該当する場合は届出が必要です

こんなときは	提出書類
住所を変更した(区内転居)	変更届
区外に転出した	消滅届
受給者または児童の氏名を変更した	変更届(戸籍謄本添付) ※児童の氏名変更は戸籍謄本不要
婚姻した	消滅届(育成手当)、変更届(障害手当)
事実婚になった	消滅届(育成手当)、変更届(障害手当)
児童と別居した	別居監護の申立書・別居先の住民票・民生委員の調査書・意見書
所得の修正申告をした	変更届
児童が施設に入所した	消滅届
愛の手帳の度数 または 身体障害者手帳の等級が変わった	変更届(手帳の写し添付)
その他	変更したことを証明する書類

● 所得制限の額はいくらですか?

育成(障害)手当所得制限表 (円:未満)

扶養数	請求者の所得
0人	3,604,000
1人	3,984,000
2人	4,364,000
3人	4,744,000
4人	5,124,000

請求者の前年の所得が左記の「育成(障害)手当所得制限表」未満でしたら支給対象になります。

※ひとり親家庭以外の場合は、請求者は父または母のうち前年の所得が高い方になります。

※扶養数には、0歳～15歳以下の税法上の扶養控除が無い年少扶養も含まれます。

● 支給額は…?

- 児童育成手当 児童一人につき月額 13,500円
- 障害手当 児童一人につき月額 15,500円

● 手当はいつ支給されますか?

年3回の振込月の前月分までが振り込まれます。

- 10月の支給 (6月、7月、8月、9月分)
- 2月の支給 (10月、11月、12月、1月分)
- 6月の支給 (2月、3月、4月、5月分)

● 現況届について

児童育成(障害)手当を受給されている方は、毎年6月1日～6月30日の間に、受給資格の更新手続きをする必要があります。毎年5月末に現況届をお送りします。

6月分以降の支給を決定するためには、現況届を毎年提出する必要があります。

～ 提出書類 ～

- ① 現況届
- ② 愛の手帳または身体障害者手帳の写し (障害で認定されている方のみ)
- ③ その他 (個々の状況により別途提出していただくものがあります)